

名古屋市が事業予定地及びその近傍で行った土壌調査の概要は、次に示すとおりである。  
なお、資料は、名古屋市より提供を受けた。

### 1. 調査項目

調査項目は、表 - 1 に示すとおりである。

表 - 1 調査項目

分類	項目	分析方法
第 1 種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	土壌ガス調査 「土壌汚染対策法施行規則」第 5 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、「環境大臣が定める土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法」(平成 15 年 3 月 6 日 環境省令第 16 号)による
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	ジクロロメタン	
	テトラクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	トリクロロエチレン	
ベンゼン		
第 2 種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	土壌溶出量調査 「土壌汚染対策法施行規則」第 5 条第 3 項第 4 号の規定に基づき、「環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法」(平成 15 年 3 月 6 日 環境省令第 18 号)による
	六価クロム化合物	
	シアン化合物	
	水銀及びその化合物	
	セレン及びその化合物	土壌含有量調査
	鉛及びその化合物	「土壌汚染対策法施行規則」第 5 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、「環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法」(平成 15 年 3 月 6 日 環境省令第 19 号)による
	砒素及びその化合物	
	ふっ素及びその化合物	
ほう素及びその化合物		
第 3 種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	土壌溶出量調査 「土壌汚染対策法施行規則」第 5 条第 3 項第 4 号の規定に基づき、「環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法」(平成 15 年 3 月 6 日 環境省令第 18 号)による
	チオベンカルブ	
	チウラム	
	ポリ塩化ビフェニル	
	有機りん化合物	

## 2. 調査地点

調査地点は図 - 1 に示すとおりである。

調査地点は、国際展示場の第 1 展示館周辺から 3 地点を選定している。

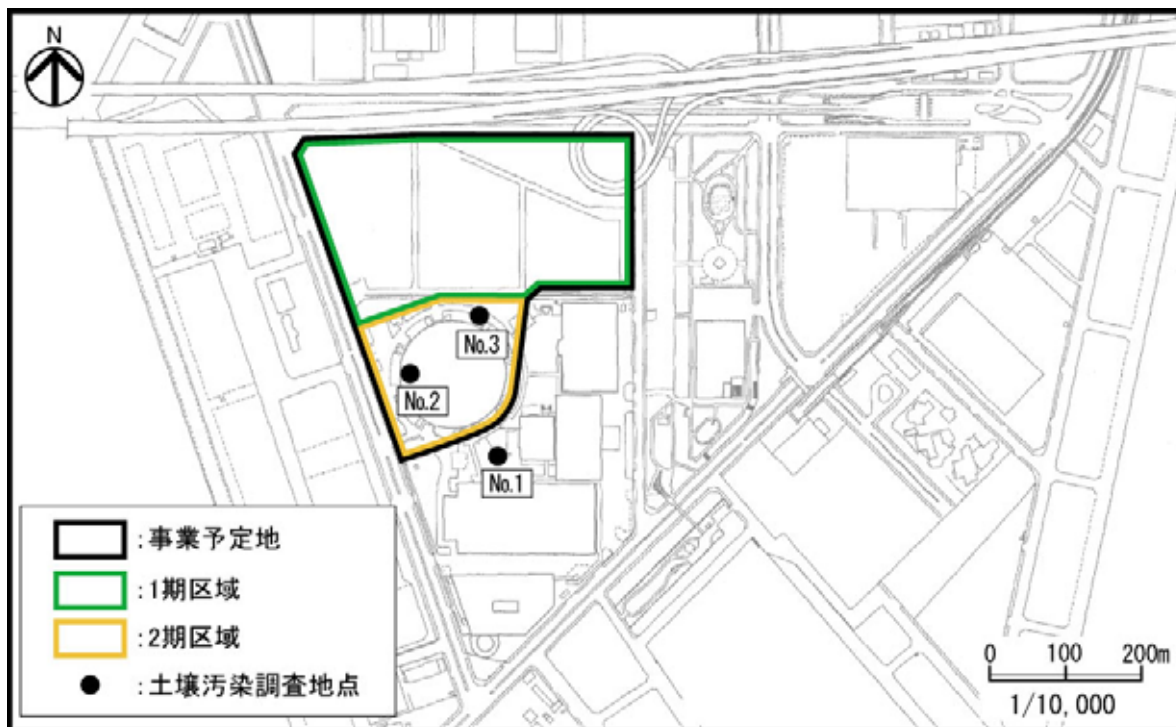


図 - 1 調査地点位置図

## 3. 試料採取方法

土壌ガス採取は、ハンマードリル・ボーリングバーを用いてガス採取孔を掘削し、採取管と捕集バックによりガスを採取している。

土壌試料は、ボーリングマシンを用い、各調査地点において、0～5cm、5～50cm、1m～5mの7層より土壌を採取し混合している。

## 4. 現地調査日

平成 20 年 5 月 8 日 (木)

## 5 . 調査結果

### (1) 第1種特定有害物質（土壌ガス調査）結果

全ての地点で、第1種特定有害物質の11項目は不検出（定量下限値未満）である。

### (2) 第2種特定有害物質結果

土壌溶出量調査結果は、表 - 2 に示すとおりである。

土壌溶出量9項目のうち、砒素については3地点全てが、ふっ素については2地点が基準値を上回っている。また、ほう素については、全ての地点で検出されているものの、基準値を下回っている。その他の6項目については、全ての地点で不検出または定量下限値未満である。

表 - 2 土壌溶出量調査結果

単位：mg/

項目	調査地点			基準値 <sup>注)1</sup>	定量 下限値
	No.1	No.2	No.3		
カドミウム及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.001
六価クロム化合物	<0.01	<0.01	<0.01	0.05	0.01
シアン化合物	不検出	不検出	不検出	検出され ないこと	0.1
水銀及びその化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005
セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.001
鉛及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.005
砒素及びその化合物	0.016	0.012	0.048	0.01	0.001
ふっ素及びその化合物	1.1	0.73	0.91	0.8	0.01
ほう素及びその化合物	0.3	0.2	0.1	1	0.05

注)1:基準値とは、土壌汚染対策法の第2種特定有害物質の土壌溶出量基準を示す。

2:網掛けは、基準値を上回っていることを示す。

土壌含有量調査結果は、表 - 3 に示すとおりである。

土壌含有量 9 項目のうち、鉛及び砒素については、全ての地点で検出されているものの、基準値を下回っている。ふっ素及びほう素は、No.1 地点で検出されているものの、基準値を下回っている。No.2、No.3 地点では定量下限値未満である。

その他の 5 項目については、全ての地点で定量下限値未満である。

表 - 3 土壌含有量調査結果

単位：mg/kg

項目	調査地点			基準値 <sup>注)</sup>	定量 下限値
	No.1	No.2	No.3		
カドミウム及びその化合物	<1	<1	<1	150	<1
六価クロム化合物	<1	<1	<1	250	<1
シアン化合物	<5	<5	<5	50	<5
水銀及びその化合物	<0.05	<0.05	<0.05	15	<0.05
セレン及びその化合物	<1	<1	<1	150	<1
鉛及びその化合物	10	9	9	150	5
砒素及びその化合物	1	1	50	150	1
ふっ素及びその化合物	54	<50	<50	4000	<50
ほう素及びその化合物	8	<5	<5	4000	<5

注) 基準値とは、土壌汚染対策法の第 2 種特定有害物質の土壌含有量基準を示す。

### (3) 第 3 種特定有害物質結果

全ての地点で、第 3 種特定有害物質の 5 項目は不検出または定量下限値未満である。